五‖　ＥＴＣ・一般共通有人施設（係員が料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第八号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ＥＴＣ通行車以外の通行車両　第一号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、同号イからハまでに定める通行方法によること。

六‖　ＥＴＣ・一般共通機械式施設（料金収受機等による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第八号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ＥＴＣ通行車以外の通行車両　第一号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、同号イからハまでに定める通行方法によること。

七‖　ＥＴＣ・特定措置共通施設（無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用せずに料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、次号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ＥＴＣ通行車以外の通行車両　第二号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、同号イからハまでに定める通行方法によること。

（新設）

四‖　ＥＴＣ・一般共通有人施設（係員が料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第六号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ＥＴＣ通行車以外の通行車両　第一号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに定める通行方法によること。

五‖　ＥＴＣ・一般共通機械式施設（料金収受機等による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、次号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ＥＴＣ通行車以外の通行車両　第二号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに定める通行方法によること。

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（道路整備特別措置法施行規則等を適用する場合の読替え） **第四条**　特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同条第二項各号列記以外の部分中「料金」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」と、同項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同項第一号中「料金」とあるのは「利用料金」と、同項第二号から第七号までの規定中「料金の」とあるのは「利用料金の」とする。 2　（略）	（道路整備特別措置法施行規則等を適用する場合の読替え） **第四条**　特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同条第二項各号列記以外の部分中「料金」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」と、同項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同項第一号中「料金」とあるのは「利用料金」と、同項第二号から第五号までの規定中「料金の」とあるのは「利用料金の」とする。 2　（略）

しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　ＥＴＣ通行車　第五号イに定める通行方法によること。

ロ　ＥＴＣ通行車以外の通行車両　第四号に定める通行方法によること。

3　（略）

八‖　（略）

3　六‖　（略）